

2020年11月10日

2022年9月26日改正

町田市における新型コロナウイルス感染者発生に関する公表の基本的な考え方

新型コロナウイルスの感染者が発生した場合には、以下のとおり公表を行うこととする。

1 公表の目的

新型コロナウイルスの感染状況を公表することで注意喚起を行い、もって感染拡大防止につなげる。

2 人権尊重および個人情報の保護

公表にあたっては、個人が特定されないよう、また、感染者等に対する差別や偏見が生じないよう、個人情報の保護に最大限配慮する。

3 公表の対象

- (1) 市内の医療機関で感染が確認された場合
- (2) 市内にある施設等で感染が確認され、特に感染拡大の防止策をとる必要がある場合

4 公表基準及び公表する情報

(1) 公表にあたっては、感染拡大のリスク及び施設等の閉鎖や利用制限等の社会的影響を総合的に判断して決定する。

(2) 公表する情報は次のとおりとする。

①市内の医療機関から報告された感染者数

- ア 日単位で公表するもの
 - ・総数及び年代別感染者数
- イ 集計値で公表するもの
 - ・死亡者数

②市内にある施設等で感染が確認され、感染対策上、市民に広く事実を周知する必要がある場合

- ・施設種別
- ・感染拡大の防止策及びその他必要な事項

※個人情報保護と人権への配慮、医療機関や企業活動への配慮の観点から、個人の氏名、居住地、職業等の情報は公開しない。ただし、感染拡大の防止の観点及び、施設の閉鎖や利用制限等の社会的に大きな影響が予測される場合は、事業所名を公表することがある。

5 公表方法

ホームページ（必要に応じてプレスリリース・記者会見）